

道路運送法の一部改正による運賃協議部会の設置について

1. 提案理由

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、①あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議（独占禁止法上のカルテルにあたるもの疑義が生じないよう構成員を限定して、地域公共交通会議とは別に開催）し、③協議が調えば運賃を届け出ることとなりました。

これに伴い、豊能町地域公共交通会議の部会として、「運賃協議部会」の設置を提案します。

これまで

【地域公共交通会議において協議】⇒協議が調えば運賃を届出

旧

道路運送法第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間と協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

道路運送法施行規則第9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、広報紙、地域住民へのアンケート調査等を想定

新

道路運送法第9条第5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】⇒協議が調えば運賃を届出

新

道路運送法第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長又は都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

2. 豊能町地域公共交通会議規則の改正について

新	旧
（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。 （1）・（2）略 （3） 地域の実情に応じた適切な____旅客運送の態様____に関する事項 （4）・（5）略	（協議事項） 第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。 （1）・（2）略 （3） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項 （4）・（5）略
（部会） 第6条 会長は、____必要に応じて部会を置くことができる。 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。	（部会） 第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

3. 運賃協議部会

1	当該路線等をその区域に含む市町村	豊能町総務部長	会長
2	当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車 運送事業者	当該路線の運行事業者	
3	当該路線等を管轄する地方運輸局長	近畿運輸局長	
4	市町村の長が関係住民の意見を代表する者として 指名する者	豊能町自治会長会 代表	

※任期は豊能町地域公共交通会議の委員任期に合わせる。

※オブザーバーとして学識経験者に出席いただく。

4. スケジュール

	豊能西線の協議運賃
令和6年6月25日（火）	第1回地域公共交通会議 開催
令和6年7月	規則改正
令和6年8月	広報・ホームページにて意見募集 第1回運賃協議部会 開催
令和6年9月	協議が調った事項を届出
令和6年10月	運賃改定